

越谷市潜在保育士就職奨励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内の保育士等の確保及び定着の促進を図るため、保育所等に新たに就職し、継続して勤務する潜在保育士に対し、予算の範囲内において越谷市潜在保育士就職奨励補助金（以下「奨励補助金」という。）を交付する。

2 前項の奨励補助金の交付に関しては、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成8年規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育士等 保育士又は保育教諭をいう。
- (2) 保育所等 地方公共団体以外の者が設置し、かつ、市内に所在する施設又は事業所であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第6条の3第9項、第10項、第12項及び第23項に規定する事業を行う事業所であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの

イ 法第39条第1項に規定する保育所であって、法第35条第4項の認可を受けたもの

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園

- (3) 潜在保育士 保育士登録（法第18条の18第1項の登録をいう。）を受けた日から起算して1年を超えている者であって、次のいずれか

に該当するものをいう。

ア 保育所等及び法第 59 条の 2 第 1 項による届出をした認可外保育施設その他法に規定する事業を実施する施設又は事業所（以下「保育施設等」という。）において、保育士等としての勤務経験がない者であって、保育士等として保育所等に就職したもの

イ 保育施設等において、保育士等としての勤務経験がある者であって、当該保育施設等を直近で退職した日から 1 年以上経過しており、再度保育士等として保育所等に就職したもの

(4) 常勤保育士等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 採用された保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 か月に勤務すべき時間数が 120 時間以上であるものに限る。）に達している保育士等

イ ア以外の保育士等であって、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務する者

(5) 非常勤保育士等 月 80 時間以上勤務する保育士等をいう。ただし、前号に掲げる者を除く。

（補助対象者）

第 3 条 奨励補助金の交付の対象となる者は、潜在保育士であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 第 6 条の規定による交付の申請の日（以下「申請日」という。）時点において、保育所等に保育士等として月 80 時間以上勤務する者

(2) 申請日の属する年度の末日まで同一の法人が運営する保育所等に保育士等として勤務する意思がある者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

(1) 過去に奨励補助金の交付を 3 回（年度途中で就職した潜在保育士にあっては、4 回）受けた者又はその交付の決定の取消しを受けた者

- (2) 保育所等の設置者に、施設長、園長、管理者その他同種の職種として雇用されている者
 - (3) 主として保育に従事していない者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団若しくは同条第６号に規定する暴力団員又は越谷市暴力団排除条例（平成２５年条例第１４号）第３条第２項に規定する暴力団関係者
 - (5) 地方税法（昭和２５年法律第２２６号）による市町村民税（同法による特別区民税を含む。）を滞納している者
 - (6) 申請日時点において、賃金が発生しない休暇等を取得している者
 - (7) その他市長が不適當であると認める者
- （奨励補助金の額）

第４条 奨励補助金の額は、次の各号に掲げる保育士等の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。ただし、年度途中で就職した潜在保育士が就職した年度に交付を受ける奨励補助金の額については、就職した日の属する月の初日（以下「就職日」という。）から当該年度の末日までの月数を１２で除して得た数を乗じた額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げた額）とする。

- (1) 常勤保育士等 １年度につき２００,０００円
- (2) 非常勤保育士等 １年度につき１００,０００円

（補助対象期間）

第５条 補助の対象となる期間は、就職日から３年間を限度とする。

（交付申請）

第６条 奨励補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、越谷市潜在保育士就職奨励補助金交付申請書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 交付の申請は、奨励補助金の交付を受けようとする年度ごとに行わなければならない。
- 3 規則第5条第1項第2号及び第3号に掲げる事項は、記載することを要しない。
- 4 規則第5条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類は、添付することを要しない。
- 5 規則第5条第2項第4号の市長が必要と認める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 勤務証明書
 - (2) 保育士証の写し
 - (3) 履歴書
 - (4) 雇用契約書又は労働条件通知書の写し(交付決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、申請の内容を審査し、奨励補助金の交付を決定したときは、越谷市潜在保育士就職奨励補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、交付すべき者が多数のときは、抽選により交付を決定するものとする。この場合において、申請日の属する年度の前年度に奨励補助金の交付を受けている者がいる場合には、奨励補助金の交付を初めて受けようとする者に優先して交付を決定するものとする。
- 3 市長は、奨励補助金の不交付を決定したときは、越谷市潜在保育士就職奨励補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 奨励補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）

は、就職日から当該交付決定を受けた年度の末日まで同一の法人が運営する保育所等に勤務しなければならない。

（変更の届出等）

第 9 条 交付決定者は、交付申請の内容に変更（交付決定額に変更が生じるものを除く。）が生じたときは、越谷市潜在保育士就職奨励補助金状況変更届（第 4 号様式）に、当該変更の内容を証明する書類を添付して、速やかに市長に提出するものとする。

2 交付決定者は、交付申請の内容を変更（交付決定額に変更が生じるものに限る。）しようとする場合においては、越谷市潜在保育士就職奨励補助金変更承認申請書（第 5 号様式）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、越谷市潜在保育士就職奨励補助金変更承認決定通知書（第 6 号様式）により決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第 10 条 市長は、交付決定者が、規則第 19 条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号に該当するとき又は第 8 条の規定による交付の条件に反すると認めるときは、奨励補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、越谷市潜在保育士就職奨励補助金交付決定取消通知書（第 7 号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（報告書の様式等）

第 11 条 規則第 15 条第 1 項の報告書の様式は、第 8 号様式のとおりとし、交付決定者は、市長が別に定める期日までに、交付決定を受けた年度の 3 月末日まで勤務することを証明する書類を添付して、市長に提出

するものとする。

（奨励補助金の額の確定通知）

第 12 条 規則第 16 条第 1 項の規定による奨励補助金の額の確定通知は、第 9 号様式により行うものとする。

（奨励補助金の返還）

第 13 条 市長は、第 10 条の規定により奨励補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか奨励補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（適用区分）

2 この告示の規定は、この告示の適用の日以後に就職した潜在保育士について適用する。